

青森県報

号外第二号

平成十四年一月十六日(水曜日)

目次

規則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課)：一

規則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月十六日

青森県知事 木村守男

青森県規則第一号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「減額通知書」を「増額通知書、減額通知書」に改める。

第四条第十一号中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第八号とし、

同条第六号中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 増額通知書

第七号様式

第五条第一項中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第八条の二第一項中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改める。

第九条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十三条の六第一項中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改める。

第十八条中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十一条中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改める。

第二十三条中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に、「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改める。

様式目次中「第七号様式……………減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当)

通知書)を「第七号様式……………増額通知書

「第八号様式……………減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当)

通知書)に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「第九号様式」を「第十号様式」

に、「第十号様式」を「第十一号様式」に、「第十一号様式」を「第十二号様式」

に、「第十二号様式」を「第十三号様式」に、「第十三号様式」を「第十四号様式」

に、「第十四号様式」を「第十五号様式」に、「第十五号様式」を「第十六号様式」

に、「第十六号様式」を「第十七号様式」に、「第十七号様式」を「第十八号様式」

に、「第十八号様式」を「第十九号様式」に、「第十九号様式」を「第二十号様式」

に、「第二十号様式」を「第二十一号様式」に、「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に、「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第二十二号様式を第二十三号様式とし、第七号様式から第二十一号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第六号様式の次に次の一様式を加える。

その1 (個人の事業税、不動産取得税、鉱区税及び固定資産税並びに普通徴収に係るたばこ税、狩猟者登録税、軽油引取税及び入猟税)

増額通知書

様

先に賦課した税額を次のとおり増額します。
増加した税額を次のとおり納めてください。

年 月 日

県税事務所長 印

・右面をよくお読みください。

年度	税	期
徴収番号		

区分	課税標準	税率	税額 (円)
先に賦課した額 (ア)			
増額後の額 (イ)			
増加した額 (イ)-(ア)			
増額理由			
納期限	年 月 日		

1 賦課の根拠

本税は、地方税法第 条及び青森県県税条例第 条の規定によつて賦課されたものです。

2 納付の場所

青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は郵便局

3 延滞金

納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント (ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)) の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

4 賦課について不服がある場合

この賦課について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。

第7号様式 (第4条関係)
その2 (自動車税)

自動車税 増額 通知書

様

先に賦課した自動車税を次のとおり増額します。
増加した税額を次のとおり納めてください。

年 月 日

青森県税務所長 印

・右面をよくお読みください。

年 度	自動車登録番号				
	十 万 千	百	十	円	
先に賦課した税額 (ア)					
増 額 後 の 税 額 (イ)					
増加した税額 (イ)-(ア)					
増額理由					
納 期 限	年	月	日		

1 賦課の根拠

本税は、地方税法第145条及び青森県県税条例第150条の規定によって賦課されたものです。

2 納付の場所

青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は郵便局

3 延滞金

納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

4 賦課について不服がある場合

この賦課について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。

20.4cm

15.3cm

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則 (昭和二十七年八月青森県規則第八十号) の一部を次のように改正する。
第五条中「第四条第十一号」を「第四条第十二号」に改める。